

第 1 審査会の結論

富山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が審査請求の対象となった公文書について行った非開示決定は妥当であり、よって、審査請求人が行った審査請求は棄却するのが相当である。

第 2 本件処分の経過

1 本件開示請求

審査請求人は、平成 27 年 4 月 21 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により実施機関に対して、公文書の開示請求を行い、同日、開示請求の内容を次のとおり補正している（以下「本件開示請求」という。）。

- ① 本年（平成 27 年）2 月 ●日に富山市●●●●●地域で違法看板と自動車が衝突した事故でその看板が撤去された経緯が分かる資料
- ② 県道上に県警が違法に設置していた看板を平成 27 年 2 月●日以降撤去したことがわかる資料
- ③ 平成 26 年度以降、県道上に県警が違法に看板を設置したことがわかる決裁記録など一切の文書

2 処分及び審査請求

（1）本件処分

実施機関は、上記 1 の本件開示請求について、公文書の不存在を理由に、条例第 11 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 30 日付け富交規第 1216 号で公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）本件審査請求

審査請求人は、平成 27 年 5 月 8 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により富山県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査会への諮問

富山県公安委員会は、平成 27 年 5 月 21 日付け富公委第 580 号で、条例第 19 条の規定により本件審査請求について審査会に諮問を行った（以下、富山県公安委員会を「諮問機関」という。）。

第 3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

審査請求人の審査請求書によれば、本件審査請求の趣旨は、実施機関は、記録文書や決裁文書を作成していないとして不存在を理由に非開示としているが、隠ぺいであり、本件開示請求の趣旨に沿った全面開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書による本件審査請求の理由

ア 本件の請求は、後日、県警が県道上に県の許可を得ず設置した看板類は500箇所を超えており、県警が違法と認識し、撤去に至る事案に発展したものである。

同件に限定すると、県道路側帯（歩道に準ずる）場所に看板を設置し、歩行を妨げる事自体、歩行者の安全が保てない違法なものである。よって、当日（平成27年2月●日）中又は翌日早朝に西警察署の署員が撤去したものであり、記録が無いこと自体が証拠の隠ぺいである。

イ 本件の発端である車道を走る車が同看板に約2センチメートル接触（衝突）したことから、当日に富山西警察署が行った現場検証で明らかであり、後日、同事故に係る交通事故証明証が交付されている。

(2) 審査会の意見陳述における本件審査請求の主たる理由

看板の設置等の状況を明らかにしろという私の申入れに対し、道路を管理する県土木部はきちんと対応し記録を残しているのに対し、警察においては何らの資料も無いというが、疑問である。問いただしたい。

第4 諮問機関の説明

1 本件開示請求に係る公文書について

諮問機関は、審査会の意見聴取で「開示請求に係る公文書を看板設置に際しての道路占用許可申請書の類の公文書（以下「本件公文書」という。）と特定した」と説明する。また、諮問機関は、非開示理由説明書で「開示請求に係る公文書（本件公文書）は、審査請求人が開示請求を行った4月21日時点においては、作成しておらず存在していない」と説明する。

2 上記1の文書の非開示理由（不存在）について

(1) 非開示理由説明書による説明

本件開示請求に係る看板については、平成26年10月17日、富山市●●●●●地内の県道において、横断中の歩行者がはねられる交通死亡事故が発生したため、同年11月4日、当該地区を管轄する富山西警察署の署員が当該看板を製作した業者とともに、当該交通事故現場付近の標識柱に針金で固定して設置したもので、当該看板の設置に関する公文書は作成されていない。

当該看板には、富山西警察署及び富山西交通安全協会の連名で「死亡事故発生現場」「横断者に注意!!」と記載され、その形状等は高さ約180センチメートル、幅42センチメートルであり、木製枠に鉄板が貼り付けられたものである。

当該看板を撤去した経緯については、本年（平成27年）2月●日、富山西警察署において、当該看板と衝突する交通事故の届出を受理したことや道路利用者に対する事故防止啓発も図られたことなどから、同日中に同署員が撤去したものであり、撤去に当たっての公文書は作成されていない。

よって、看板の設置及び撤去に関する書類は、作成していないことから存在していない。

(2) 審査会の意見聴取に際しての説明等

ア 本件審査請求に対する諮問機関の説明

諮問機関は、審査会の意見聴取で、本件公文書の存否の確認及び不存在と判断する理由を次のとおり説明する。

(7) 本件公文書の存否については、本件開示請求があった時点で警察本部交通規制課から富山西警察署へ電話で確認していること。同署からは、「本件公文書は無い」という返答があったこと。

(4) 事務処理の適正さに欠けることではあるが、本件開示請求があった時点においては各警察署においては道路敷きの看板その他の物件の設置に当たり、道路法（昭和27年法律第180号）第32条の道路管理者への道路の占用の許可申請（以下「道路占用許可申請」という。）を行っていないというのが通例であったこと。

正式に道路占用許可の申請手続をする場合は、警察署長による決裁書類が作成されることから、看板設置の経緯等に関する公文書が作成され、保存されていたと考えられること。しかし、これまでの慣行として、道路占用許可の申請手続をしていないため、このような公文書は作成されておらず、存在しないこと。

(5) 審査請求人が衝突した看板（以下「本件看板」という。）は、富山西警察署の交通規制担当職員の口頭による要請によって、富山西交通安全協会が製作のうえ、同署の署員が設置したものであること。本件看板は同協会が所有する物であるが、本件看板には、「富山西警察署」及び「富山西交通安全協会」が併記されていたこと。交通事故防止の啓発看板等は、設置目的や内容に応じ実施機関が所有するものと交通安全協会等の団体が所有しているものがあるが、先のような併記から、看板の所有者に関し、すべて実施機関が保有しているものと県民から誤解を受ける場合があること。

本件処分を行った時点においても、各警察署から各交通安全協会等への交通安全啓発看板の設置等の要請は、各警察署内の交通規制担当の課長等から各交通安全協会へ口頭による簡易な手法で行うのが通例となっており、公文書による要請や口頭で要請した旨を記録した公文書の作成は行っていないこと。

したがって、交通事故防止の啓発を目的とする本件看板についても、富山西警察署から富山西交通安全協会へ口頭で要請し製作されたものであり、同署内においては、本件看板の設置の経緯がわかる公文書は作成されておらず存在しないこと。

また、看板の撤去についても、各警察署の交通規制担当職員等から各交通安全協会へ口頭で要請しているから、設置と同様に公文書は作成されておらず存在しないこと。

イ 本件審査請求と関連したその他の開示請求等の状況

諮問機関は、本件審査請求に関連するその他の審査請求人の公文書の開示請求等の状況について、次のとおり説明する。

(7) 実施機関は、道路占用未許可看板等に関する実態調査を行い、本件審査請求後に「警察関係の道路占用未許可看板等に対する実態調査結果」を開示していること。

(4) 審査請求人は、本件看板との衝突事故に係る苦情の申立てに関する保有個人情報「平成27年2月●日に審査請求人の苦情を受けて、監察官室の岡山警部が作成し、警察相談課が保有する苦情・受処理票」の開示請求を幾度も繰り返し行い、既に実施機関から当該保有個人情報の開示決定等を受けていること。

前述のとおり、当審査会の担う役割は、当審査会に諮問された本件処分の妥当性を条例に照らし調査及び審議することであり、これら以外の処分について調査及び審議並びに判断する立場にはない。

また、審査請求人は、本件処分以外の違法又は不当について審査請求書や審査会における意見陳述で種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものでない。

第7 付言

諮問機関は、審査会の意見聴取において、「従前は、看板設置に係る道路管理者への道路占用許可申請が取られておらず、適正さを欠いていたことは否めない。現在は、適正に手続を取るよう各警察署を指導している。また、警察署を通じ警察関係機関や団体に対しても許可が必要であることを伝達している」と説明する。今後とも、実施機関においては、必要とされる道路占用許可の申請手続を取られることを期待する。

第8 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成27年 5月21日	公安委員会から諮問書を受理
平成27年 6月 9日	公安委員会に非開示理由説明書の提出を依頼
平成27年 7月 9日	公安委員会から非開示理由説明書を受理
平成27年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求人に非開示理由説明書を送付 ・審査請求人に意見書の提出を依頼
平成28年 3月11日 (第140回審査会)	諮問事案の概要説明
平成28年 5月11日 (第141回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求人から意見を聴取 ・公安委員会から非開示理由等を聴取 ・審議
平成28年 6月22日 (第142回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会から非開示理由等を聴取 ・審議
平成28年 7月22日 (第143回審査会)	審議
平成28年 8月25日 (第144回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
斉 藤 寿	北日本新聞社常務取締役	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	